

[illegible]

鑑別	視 覚 障 害	聴 覚 又 は 平 衡 機 能 の 障 害		音 声 機 能、言語機能又はそれより小の聴覚の障害	肢 体		不 自 由	心 臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害										
		聴 覚 障 害	平 衡 機 能 の 障 害		上 肢	下 肢		体 幹	年 齢	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
										上肢機能	運動機能							
6歳	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された言語音を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		1 音声機能、言語機能又はそれより小の聴覚の障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全失したもの	1 一上肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一上肢の肩関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの 上肢機能	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの 運動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害		
7歳				1 一上肢のなか小指、くすり指及び中指を欠くもの 2 一上肢のなか小指、くすり指及び中指の長さの20分の1以上短いもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全失したもの 6 一上肢が側側に突出して3センチメートル以上又は側側の長さの20分の1以上短いもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の著しい障害 3 一下肢の肩関節、肘関節又は足関節のうち、いずれかの機能の著しい障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全失したもの 6 一下肢が側側に突出して3センチメートル以上又は側側の長さの20分の1以上短いもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の著しい障害 3 一下肢の肩関節、肘関節又は足関節のうち、いずれかの機能の著しい障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全失したもの 6 一下肢が側側に突出して3センチメートル以上又は側側の長さの20分の1以上短いもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの 下肢に不随意運動・失調等を有するもの											
備考																		

1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本章中に指定せられているものは、該当等級とする。
2 肢体不自由においては、1級に該当する障害が2以上重複する場合は、9級とする。
3 異なる等級については、2以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
4 「指を欠く5の」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5 「指の機能障害」とは、中指指骨関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。
6 上肢又は下肢欠損の所定の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
7 下肢の長さは、前脛骨線より内くるぶし下端までを計測したものをいう。